

# 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 【目次】

第1章 総則.....	1
第1節 推進計画の目的.....	1
第2節 推進計画の位置づけ.....	1
第3節 推進地域の指定.....	1
第4節 南海トラフ地震による想定される被害の概要.....	2
第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等.....	4
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助.....	5
第1節 津波からの防護.....	5
第2節 円滑な避難の確保.....	6
第3節 迅速な救助.....	14
第4章 関係者との連携協力の確保.....	15
第1節 資機材、人員等の配備手配.....	15
第2節 物資の備蓄・調達.....	16
第3節 帰宅困難者への対応.....	17
第5章 時間差発生等に備えた対応.....	18
第1節 基本方針.....	18
第2節 平時における対策.....	21
第3節.....	21
南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応.....	21
第4節.....	21
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応.....	21
第5節.....	25
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応.....	25
第6章 防災訓練.....	27
第7章 地震防災上必要な教育及び広報.....	28



## 第1章 総則

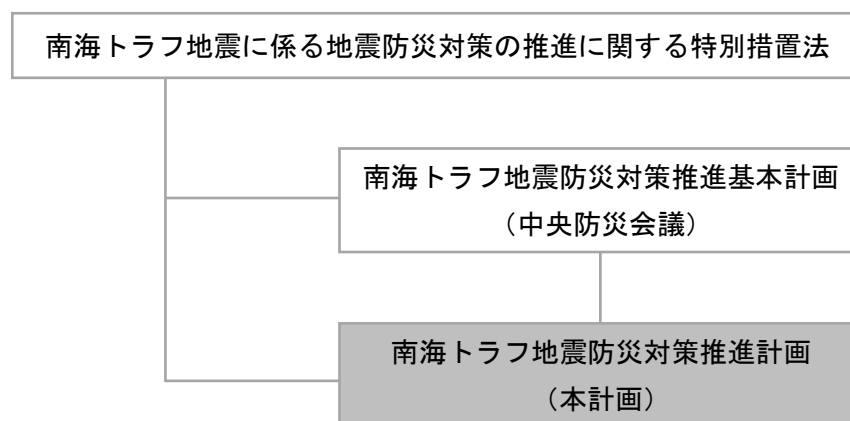
### 第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 第2節 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画・第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

#### ■ 推進計画の位置づけ



### 第3節 推進地域の指定

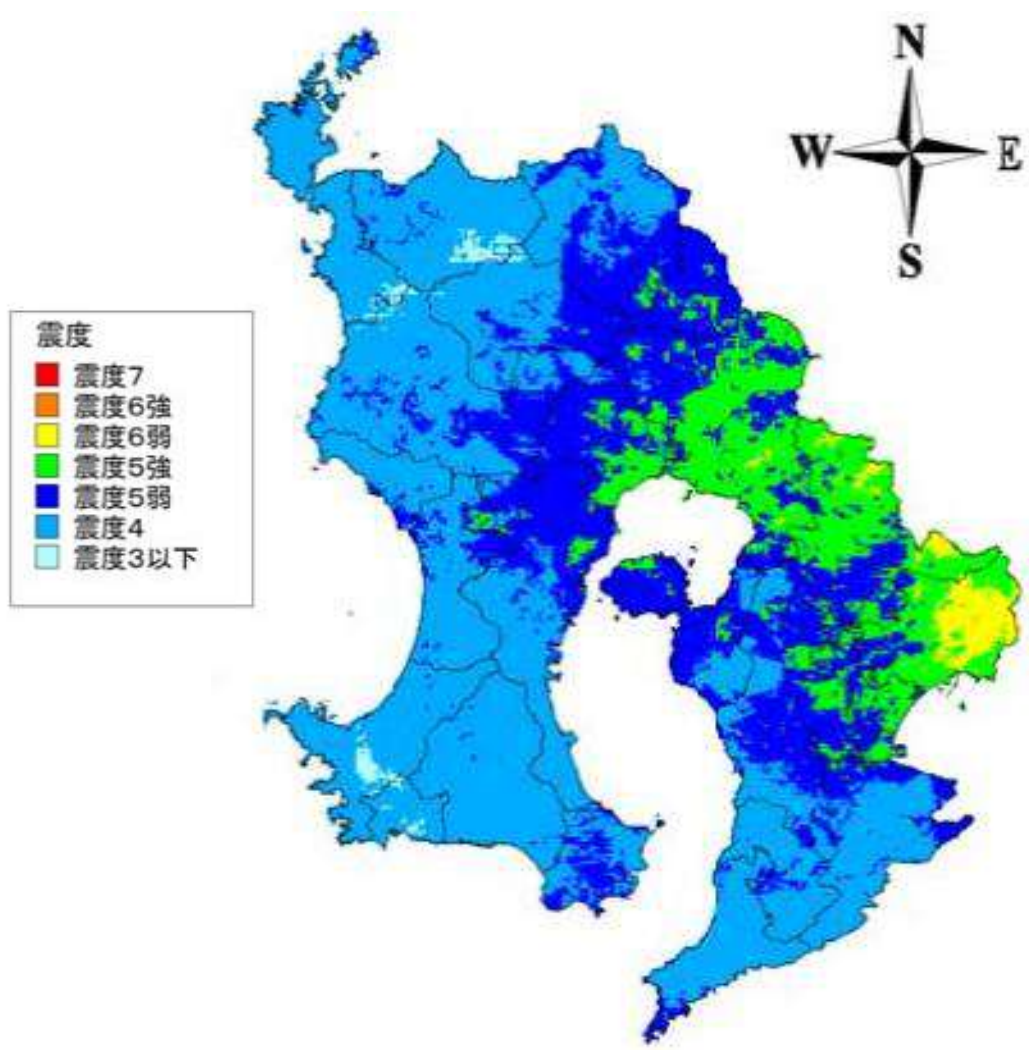
法第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月28日に南海トラフ地震防災対策推進地域として指定を受ける。推進地域の指定基準については、次のとおりとなっている。

- (1) 震度に関する基準：震度6弱以上が想定される地域
- (2) 津波に関する基準：津波高が3m以上で海岸堤防が低い地域
- (3) 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

## 第4節 南海トラフ地震による想定される被害の概要

県では、東日本大震災の被害状況を踏まえ、平成24年度から平成25年度にかけて地震等災害被害予測調査を実施し、地震の大きさや被害の想定を見直した結果、本市における地震の被害の概要（被害が最大となるケース）については、以下のとおりとなっている。

南海トラフ【基本ケース】の巨大地震の震度分布図



(1) 日置市における最大震度及び最大津波

最大震度	5強
最大津波高	3.71m (到達時間 307分)

(2) 建物被害

(棟)

区分	季節時刻	全壊・焼失	半壊
県内全域	冬 18時	14,900	45,900
日置市	冬 18時	890	3,500

## (3) 人的被害 (人)

区 分	季節時刻	死者	負傷者
県内全域	夏 12 時	2,000	1,300
日置市	夏 12 時	40	-

## (4) 避難所避難者 (人)

区 分	季節時刻	避難所避難者
県内全域	冬 18 時	29,900
日置市	冬 18 時	1,400

## 第2章 地震防災上緊急に整備すべき施設等

### 1 地震防災上緊急に整備すべき施設等

#### 【基本計画（抜粋）】

- 南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。
- このため、国、指定公共機関、地方公共団体等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。
- 特に、地方公共団体は、レベル2の津波にも対応できる避難場所として、国、地方公共団体の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。
- また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。
- これらの施設整備等に当たっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定に当たって、東海地震その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。
- これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

※【本編 第2部 第1章 第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進】参照。

## 第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

### 第1節 津波からの防護

#### 2 堤防、水門等の整備方針及び計画

##### 【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する必要がある。このため、これらについての方針及び計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

堤防、水門等の日常点検及び定期点検で設備等に不具合や支障が確認されたら直ちに修繕を行うよう対策を講じる。

#### 3 地震発生時に水門・陸閘等の閉鎖を行うための体制、手順及び平常時の管理方法等

##### 【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、2(2)【本章2-2「地域住民の避難行動等」】を踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

地震が発生した場合は直ちに、水門（安全に閉鎖が可能なもの）の閉鎖、工事中の場合は工事の中断の措置等を講ずるとともに、津波に関する情報収集を行う。

#### 4 内水排除施設等の被災防止措置

##### 【基本計画（抜粋）】

- 内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置について、推進計画に明示するものとする。

内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行う装置の整備・点検その他被災防止措置を講じておく。

## 5 孤立地域におけるヘリポート等の整備に関する方針及び計画

### 【基本計画（抜粋）】

- 津波により住家等の孤立が懸念される地域にあつては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

本市では、「鹿児島県地震等災害被害予測調査（報告書概要版）」において、地震・津波による孤立集落の発生は想定されておらず、孤立地域におけるヘリポート等の整備は現時点では見込んでいない。

## 第2節 円滑な避難の確保

### 2-1 津波に関する情報の伝達等

## 6 津波警報等の市への伝達系統及び庁内伝達系統

### 【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等は、気象庁の発表する津波警報等が、各計画主体の機関相互間及び機関内部において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第1節 気象警報等の収集・伝達】参照。

## 7 住民等に対する津波警報等の伝達経路及び方法

### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、市町村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的に取るべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第3節 広報】参照。



## 8 船舶に対する津波警報等の伝達系統及び方法

### 【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

市は、防災行政無線、電話等の方法を用いて、串木野海上保安部、海岸・港湾管理者、漁協と連携し、漁船等の固定や港湾退避など船舶に対する津波情報の伝達を行う。

## 9 防災行政無線の整備等の方針及び計画

### 【基本計画（抜粋）】

- 津波警報等の迅速な伝達を行うため、国及び地方公共団体は、防災行政無線の整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

※【本編 第2部 第2章 第2節 通信・広報体制（機器等）の整備】参照。

## 10 被害情報の収集経路及び方法

### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法を、推進計画に具体的に明示するものとする。伝達の経路及び方法を定めるに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達】参照。

## 2-2 地域住民等の避難行動等

### 11 避難対象地域及び避難場所、避難方法等

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。
- その際、高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難場所の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。
- 上記の推進計画への記載とは別に、海岸線等を有する全ての市町村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

市は、災害発生時において適切な措置をとるため、避難対象地域を設定し、避難場所、避難経路等の選定やその他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するとともに、平常時から住民への周知徹底を図り、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画の作成に努めるものとする。

このほか、津波に対して的確な避難ができるよう、鹿児島県地震等災害被害予測調査の津波浸水想定図に基づき作成した津波ハザードマップの活用にも努めるものとする。

#### ■ 避難対象地域（平成 25 年 3 月鹿児島県地震等災害被害予測調査による）

地域名	区 域（自治会名）
東市来地域	中伊作田、江口、川北、平迫比良、赤崎、鉦口、永山、神之川、南神之川
日吉地域	日新、二瀉、西郷、帆之港、北区、中区、南区
吹上地域	入来浜、下草田、浜田

#### ■ 避難場所

【資料編 資料 4-1 （2）指定緊急避難場所（津波・高潮）】参照。

#### ■ 避難経路等

各地域において避難経路等の検討を行っている。

## 12 住民は平常時からの備えに万全を期すべきこと

### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すよう努めるべき旨を、推進計画に明示するものとする。

住民は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期すよう努める。

## 13 要配慮者（避難行動要支援者及び外国人、旅行者等）の避難支援等の実施体制

### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体及び関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとするとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第12節 要配慮者への緊急支援】参照。

## 14 避難誘導の方法

### 【基本計画（抜粋）】

- 避難誘導を実施すべき計画主体は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第7節 避難指示、誘導】参照。

## 2-3 避難場所及び避難所の運営・安全確保

### 15 避難後の救護の内容

#### 【基本計画（抜粋）】

- 避難の実施及び救護に責任を有する計画主体は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は以下のとおりである。

- ・ 収容施設への収容
- ・ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- ・ その他必要な措置

### 16 避難所の開設及び管理等のためあらかじめ準備すべき事項

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者のリスト作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

#### 16-1 応急危険度判定を優先的に行う体制

市は、津波災害の拡大の恐れがなくなったと判断した場合は、速やかに指定避難所及びその周辺の被害状況等を把握し、安全が確認できた場合、必要に応じて避難所を開設する。

また、避難所の余震等による倒壊や部材の落下等から生じる二次災害から住民の安全を確保するため、応急危険度判断を速やかに行う。

#### 16-2 各避難所との連絡体制

避難所配置職員は、市災害対策本部やその他の関係機関との連絡調整を行う。

また、避難者の概算人数及び避難の状況を取りまとめ、市災害対策本部に報告する。

#### 16-3 各避難所における避難者のリスト作成

避難者名簿や避難者世帯票の作成・管理を行い、避難者数や避難者個々の状況（自宅の被災状況、要配慮事項等）を把握する。

### 17 避難海域

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、船舶が沖合に避難できるよう、避難海域を推進計画に明示するものとする。

避難海域は設定していないが、できるだけ水深の深い箇所に避難するよう指示する。

## 2-4 意識の普及啓発

### 18 住民の意識啓発のための方策

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

※【本編 第2部 第3章 第1節 防災知識の普及啓発】、【本編 第2部 第3章 第2節 防災訓練の効果的実施】参照。

## 2-5 関係機関のとりべき措置

### (1) 消防機関等の活動

### 19 消防機関等が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項

#### 【基本計画（抜粋）】

- 市町村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。
  - ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
  - ・ 津波からの避難誘導
  - ・ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - ・ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難を確保するため、以下の事項を実施する。

- ・ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・ 津波からの避難誘導
- ・ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ・ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

### (2) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

#### 1) 水道

### 20 水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を推進計画に明示するものとする。

市は、水道管の破損等による二次災害を軽減させるため、以下の事項を実施する。

- ・ 日置市水道事業緊急時対応マニュアルに基づき、施設点検及び管路施設の点検を実施し、必要に応じて応急復旧対策を行うものとする。

### (3) 交通

#### 1) 道路

#### 21 交通規制の内容

##### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、交通規制の内容について、推進計画に明示するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第9節 交通確保・規制】参照。

#### 2) 海上及び航空

#### 22 船舶の安全な海域への退避等のための措置の内容

##### 【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的内容を推進計画において定めるものとする。

串木野海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するために必要に応じ、船舶交通の制限、津波による危険が予想される地域から安全な海域への船舶の退避等必要な措置を実施する。

#### 3) 乗客等の避難誘導等

#### 23 乗客等の避難誘導計画等

##### 【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を、推進計画において明示するものとする。

船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等については、各事業者が策定する対策計画に定めるものとする。

## 2-6 その他計画主体が自ら管理等を行う施設等に関する対策

#### 24 津波避難実施上重要な施設の機能整備に関する事項

##### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体等は、庁舎等の公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について推進計画に明示するものとする。

※【本編 第2部 第1章 第3節 津波災害防止対策の推進】参照。

**25 特殊施設における津波避難への支障防止のための措置の内容、実施方法等**

**【基本計画（抜粋）】**

- 地方公共団体は、動物園等特殊施設について、津波避難への支障の発生を防止するなどの観点から所要の措置を講ずることとし、その具体的内容、実施方法等を推進計画に明示するものとする。

本市には、上記に該当する動物園等特殊施設は立地していない。

**26 地震発生後、津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制**

**【基本計画（抜粋）】**

- 各計画主体は、自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を、推進計画に明示するものとする。この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

施設の影響度を勘案し、施設の点検及び必要に応じて巡視を実施するなど、安全に配慮した対応を図る。

**27 工事中の建築物等に関する津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置の方針**

**【基本計画（抜粋）】**

- 各計画主体は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、推進計画に明示するものとする。この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するなど安全に配慮した対応を図る。

**2-7 計画主体が自ら管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設又は事業に相当する施設又は事業に関する対策**

**28 市が管理又は運営する対策計画の対象となる施設又は事業に関する対策**

市が管理又は運営する南海トラフ地震防災対策計画の対象となる施設は以下の施設である。対策計画の内容については、別途作成する対策計画を参照。

名称	所在地	浸水深
日置市水道事業	日置市伊集院町郡1丁目100番地 (南神之川自治会 神之川河口付近)	0.3m以上～1.0m未満

## 第3節 迅速な救助

### 29 消防機関による救助・救急活動の実施体制

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等の、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制について、推進計画に明示するものとする。

※【本編 第3部 第2章 第8節 救助・救急】参照。

### 30 緊急消防援助隊の活動支援体制を整備するための方策に関する事項

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、推進計画に明示するものとする。

津波からの円滑な避難の確保等のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊等応援部隊の活動拠点の確保
- (2) ライフライン破壊に伴う水の備蓄
- (3) 燃料補給のための自家給設備の設置

### 31 自衛隊・警察・消防等との救助活動における連携を推進すること

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進等について、推進計画に明示するものとする。

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携を推進する。

### 32 消防団の充実を図ること

【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実を図ることについて、推進計画に明示するものとする。

※【本編 第2部 第2章 第4節 消防体制の整備】参照。



## 第4章 関係者との連携協力の確保

### 第1節 資機材、人員等の配備手配

#### 33 被災時における物資・人員の調達等に関して広域的な措置が必要なもの

##### 【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて、推進計画に明示するものとする。

被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要と考えられるものは以下の通りである。

応援要請事項	要請先	参照
災害対策全般	県、他市町村、 自衛隊等	本編 第3部 第1章 第4節 防災関係機関への応援要請
技術者、技能者及び労働者	公共職業安定所、 防災関係機関	本編 第3部 第1章 第5節 技術者、技能者及び労働者の確保
水防作業員	他市町村、他の水防管 理者、日置警察署長等	マニュアル編 第2章 第4節 水防・土砂災害等の防止 対策
斜面災害危険判定の専門家	県	
消防機関	県内の他の消防機関、 緊急消防援助隊	本編 第3部 第2章 第5節 消防活動
危険物の専門技術者	県	マニュアル編 第2章 第6節 地震発生後の二次災害 防止対策
輸送手段	県、海上保安部等	マニュアル編 第2章 第10節 緊急輸送
医薬品・医療用資機材等	県	本編 第3部 第2章 第11節 緊急医療
DMAT	DMAT指定病院	マニュアル編 第2章 第11節 緊急医療
県救護班	県	
要配慮者への各種支援	県	マニュアル編 第2章 第12節 要配慮者への緊急支援
炊き出し等	県	マニュアル編 第3章 第2節 食糧の供給
給水の実施	県、近隣市町、 関係機関	マニュアル編 第3章 第3節 応急給水
生活必需品の給与	県、近隣市町、 関係機関	マニュアル編 第3章 第4節 生活必需品の給与
精神保健医療従事者	近隣病院等	マニュアル編 第3章 第5節 医療
感染症予防薬剤の調達	保健所	マニュアル編 第3章 第6節 感染症予防、食品衛生、 生活衛生対策
し尿処理、ごみ処理	県	マニュアル編 第3章 第7節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障 害物の除去対策

応援要請事項	要請先	参照
捜索	県、関係市町	マニュアル編 第3章 第8節 行方不明者の捜索、遺体の処理等
応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理	近隣市町、県、国その他の関係機関	マニュアル編 第3章 第9節 住宅の供給確保
学用品の調達・給与及び授業料の減免等	県教育委員会	マニュアル編 第3章 第10節 文教対策
義援物資の受入れ、仕分け、配送	日本赤十字社鹿児島県支部、その他関係機関	マニュアル編 第3章 第11節 義援物資等の取扱い

### 34 他機関との応援協定の締結その他の手続き上の措置

#### 【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置をあらかじめ定め、推進計画に明示するものとする。
- 上記の計画内容を定めるに当たっては、各計画主体相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ計画を策定するなど十分調整するものとする。

※【資料編 2 広域応援、自衛隊の災害派遣に関する資料】参照。

## 第2節 物資の備蓄・調達

### 35 物資の備蓄及び調達に関する計画

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地方公共団体は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、推進計画に明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

※【関連計画集3 日置市応急対策備蓄計画】参照。

## 第3節 帰宅困難者への対応

### 36 帰宅困難者対策

#### 【基本計画（抜粋）】

- 国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。また、大量の帰宅困難者の発生が想定される都市部においては、国、地方公共団体、民間事業者等は、協力して一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供等の対策について検討を進めることとし、推進計画に明示するものとする。

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、一時滞在場所の確保等の支援策を講じる。

## 第5章 時間差発生等に備えた対応

### 第1節 基本方針

#### 第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されている。

#### 【基本計画（抜粋）】

- 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安心な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生の可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響バランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要。
- 日常生活への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。  
なお、市は県と連携し、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から完全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

#### 第2 異常現象の発生に応じた情報の発生と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から次の表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

県及び市は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

## 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いでの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合。
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合。
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合。

※気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード 6.8 以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

## 第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

## 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応

## (1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、国（緊急災害対策本部）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

市は、推進地域に指定されており、国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

## (2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、あらかじめ定めた機関、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

## (3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は概ね次のとおりとする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民の避難

イ 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の検討

(3)のアに定める住民等に関し、地域の状況等必要に応じ、対象地域を設定するものとする。なお、検討の結果、対象地域がない場合には、その旨明示するものとする。

ア 事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

イ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(5) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合は、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達する。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- ・国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

## 第2節 平時における対策

### 第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

市は、本編 第3部 第2章 第1節の伝達体制のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、関係機関等に伝達する体制を整備する。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

市は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

## 第3節

### 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

#### 第1 情報収集体制の設置

気象庁や県から発表される情報の収集や住民への情報の伝達、連絡調整のため、本編 第3部 第1章 第1節の応急活動体制のとおり、情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表中に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

#### 第2 広報

##### 1 内容及び手段

市は、市ホームページ、防災行政無線、SNS、安心メール等の多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

##### 2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

## 第4節

### 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応

#### 第1 災害対策本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害対策本部を設置する。

#### 第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

##### 1 国からの指示の伝達

県は、国からの指示が発せられた場合、防災情報ネットワーク、電子メール等の手段

により、速やかに推進地域に指定されている市及び関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

## 2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

- (1) 本編 第3部 第1章 第1節に定める応急活動体制により災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。
- (2) 市は自ら実施した災害応急対策の実施状況等について、県危機管理防災対策部等に報告する。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、当該情報について県災害対策本部に報告するものとする。

## 第3 広報等

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

市は、市ホームページ、防災行政無線、SNS、安心メール等の多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。

### 2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

市は、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

### 3 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎や、社会教育施設、体育施設、図書館、学校等の施設管理者等はあらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者に対し南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃から地震への備えの再確認を行う等とすべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

### 4 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

## 第4 巨大地震警戒対応の期間等

### 1 巨大地震警戒対応の期間

市の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表となる地震）の発生から1週間とする。

### 2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の期間経過後、市はさらに1週間、巨大地震警戒対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものとする。



## 第5 避難対策等

## 1 避難の実施における措置

避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。また、避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設について、収容者の救護のため必要な措置をとる。

## 2 避難所の運営等

避難者に対する食料、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

## 第6 関係機関等のとるべき措置

## 1 消防機関等

市は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

## 2 警備対策

市は、県警察の実施する犯罪及び混乱の防止等に関する業務に協力するものとする。

## 3 水道、ガス、通信、放送関係

水道、ガス、通信及び放送に係る関係機関等は、それぞれの業務の継続が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、業務の継続するための必要な体制を確保するものとする。

## 4 交通対策

## (1) 道路

ア 市は、県警察の実施する、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領についての周知に関する広報に協力する。

イ 市は、県と連携し、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報紙等により広報する。

## (2) 海上

ア 海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予測される地域に係る港湾対策を実施する。

## (3) 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。なお、平時から、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規則等の情報について周知する。

## 第7 市が管理等を行う施設等に関する対策

### 1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

住民等が利用する庁舎や、社会教育施設、体育施設、図書館、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、応急対策を実施する。

#### (1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達  
〈留意事項〉

（ア）利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

（イ）避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための退（待）避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューター等、情報を入力するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

#### (2) 個別事項

ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

イ 学校にあつては、児童生徒等に対する保護

### 2 道路、河川その他の公共施設

#### (1) 道路

市は、あらかじめ定めた計画に基づき、道路管理上の措置をとる。なお、計画を定めるにあつては、橋梁及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

#### (2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

市は、あらかじめ定めた計画に基づき、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖、津波の発生に備えた措置をとる。なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

### 3 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむを得ない事由により工事を

継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

#### 第8 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発生された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

## 第5節

### 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応

#### 第1 災害警戒本部等の設置

後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、災害警戒本部を設置する。

#### 第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、本編 第3部 第1章 第1節に定める応急活動体制により災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

#### 第3 広報等

##### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報

市は、市ホームページ、防災行政無線、SNS、安心メール等の多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて逐次広報の内容を更新する。

##### 2 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎や、社会教育施設、体育施設、図書館、学校等の施設管理者等はあらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者に対し南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃から地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震注意対応期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達するものとし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

##### 3 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 キロメートル程度までの範囲で M7.0 以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

市は、管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

## 第6章 防災訓練

### 37 情報伝達訓練を実施すること

#### 【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。この場合において、他の計画主体等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。
- また、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することを推進計画に明示するものとする。
- 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

市は、大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。また、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

防災訓練の実施に当たっては以下の事項に留意する。

- ・ 他の防災関係機関等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- ・ 予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、指定公共機関、地方公共団体等との連携を図ることに努める。
- ・ 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。
- ・ その他、実施内容、方法等の詳細については【本編 第2部 第3章 第2節 防災訓練の効果的実施】参照。

## 第7章 地震防災上必要な教育及び広報

### 38 職員に対する防災教育の実施内容、方法等

#### 【基本計画（抜粋）】

- 各計画主体は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。
- この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。
  - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
  - ・ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
  - ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

#### 39-1 職員に対する防災教育の実施方法

※【本編 第2部 第3章 第1節 防災知識の普及啓発】参照。

#### 39-2 職員に対する防災教育の内容

職員に対する防災教育の内容は以下の通りとする。

- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 39 住民に対する教育・広報の実施方法及び内容

## 【基本計画（抜粋）】

- 国、地方公共団体は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとしての的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。
- この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。
- この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。
  - ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
  - ・ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
  - ・ 正確な情報の入手方法
  - ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
  - ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
  - ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
  - ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
  - ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- 地方公共団体は、推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 地方公共団体等は、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- また、地方公共団体等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。
- さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

#### 40-1 住民に対する教育・広報の実施方法

※【本編 第2部 第3章 第1節 防災知識の普及啓発】参照。

#### 40-2 住民に対する教育・広報の内容

教育・広報の内容は以下の通りとする。

- ・ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・ 正確な情報の入手方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ・ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

#### 40-3 教育・広報の実施における留意事項

教育・広報の実施においては、次の事項に留意する。

- ・ 地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- ・ 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- ・ 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。
- ・ 現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。